【件名】ACT政府発表:10月13日の新型コロナウイルス最新情報(COVID-19 関連)

【ポイント】

- ●10月13日(火)、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、10月12日 (火)から51人増えました。現時点の陽性者数は474人です(回復した人の数は除く)。
- ●ACT政府は、小学校の教員等教育現場で働く人に対して、ワクチン接種が必須になる旨発表しました。
- ●記者会見で、ACTのチーフ・メディカル・オフィサーは、10月15日(金)から、感染の可能性があった地点(Exposure locations)としては、濃厚接触(Close Contact)及び軽度の接触(Casual Contact)の両地点のみを掲載し、症状の観察(Monitor for symptom)は掲載されなくなる旨述べました。
- ●感染の可能性があった地点が、追加・更新され、350カ所以上が指定されています。下 記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自 己隔離するなどの定められた措置に従ってください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations

●ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate

ACT保健省Twitter: https://twitter.com/ACTHealth

【本文】

- 1 最新の感染者数
- (1) 10月13日(火)、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、10月12日(火)から51人増えました。現時点の陽性者数は474人です(回復した人の数は除く)。
- (2)新たに増えた51人の内、32人の感染経路は判明しており、19人については調査中です。
- 2 教員等のワクチン接種が必須に
- (1) ACT政府は、小学校の教員等教育現場で働く人に対して、ワクチン接種が必須になる旨発表しました。
- (2) 対象者は、1回目のワクチン接種を11月1日までに、2回目のワクチン接種を11月29日までに受けなければなりません。発表の詳細は下記リンク先をご覧ください。

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/ensuring-staff-in-certain-education-settings-are-vaccinated

- 3 感染の可能性のあった地点に掲載する地点の変更
- (1)記者会見で、ACTのチーフ・メディカル・オフィサーは、10月15日(金)から、 感染の可能性があった地点 (Exposure locations) としては、濃厚接触 (Close Contact) 及び軽度の接触 (Casual Contact)の両地点のみを掲載し、症状の観察 (Monitor for symptom) は掲載されなくなる旨述べました。
- (2) これは、同地点での感染の可能性が低いこと、地域社会や企業への負担が大きいことを考慮したことによるとのことです。
- (3) また、10月15日(金)からは、二次接触者(Secondary contact)に該当する人は、自主隔離をする必要がなくなる旨述べました。
- 4 感染の可能性があった地点の追加・更新
- (1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、350カ所以上が指定されています。下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自己隔離するなどの定められた措置に従ってください。なお、一部例外を除き、特定の日時が14日以前の地点は「Archived」として表示されますが、地点によっては、特定の日時が14日以前であっても、感染の可能性があった地点として表示されます。これは、その後の調査により判明した地点となりますが、「Archived」と表示されていない地点については、たとえ表示されている日時が14日以前の場合であっても、それぞれの地点に該当する指示に従う必要がありますので、ご注意ください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) 感染の可能性があった地点には、濃厚接触 (Close contact)、軽度の接触 (Casual contact)、調査中の地点 (Investigation locations)、及び症状の観察 (Monitor for symptoms) と4種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからエをご確認ください。

なお、隔離についての詳細は、下記リンク先をご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%201inks

ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触(Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人 (secondary contacts) も同様に隔離の対

象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健省により隔離から解除となる 旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共 有を避けるべきです。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts

イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触(Casual contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりませんが、訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラインで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置に従ってください。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 調査中の地点 (Investigation locations)

同地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状の有無にかかわらず直ちに検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離してください。また、同地点を訪問してから14日間は症状を観察してください。同地点を訪問した人は、ACT保健省に対する申告の必要はなく、陰性の結果を受領後は、自己隔離を解除することができます。

なお、調査中の地点に訪問歴のある人の同居人は、検査や自己隔離の必要はありません。

エ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察 (Monitor for symptoms)」に該当する地 点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてくだ さい。

5 検査会場

(1)検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。検査会場によっては、濃厚接触に該当する人のみを受け付けるという変更や、急な悪天候により閉鎖されることもありますので、訪問前にご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所: https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-

act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%201inks

(2) ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate

ACT保健省Twitter: https://twitter.com/ACTHealth

6 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244 (代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html